

令和8年(2026年)1月16日

宝塚市子ども未来部
アフタースクール課長

夏期臨時地域児童育成会の申請に関する取扱いの変更について

平素より、放課後児童健全育成事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和8年度地域児童育成会及び民間放課後児童クラブの早期申請一次受付の結果、申請数が受入可能な数を上回り、入所をお待ちいただく小学校区が多数発生している状況です。

このような状況を鑑み、夏期臨時地域児童育成会の申請に関する取扱いを一部変更させていただくことになりましたので、ご確認ください。

1. 変更内容

早期申請一次で「夏期臨時地域児童育成会変更利用申請書」を提出していない方で、通年入所の結果確認後に追加で申請する場合の取扱いを下記のとおり変更します。

(夏期臨時地域児童育成会の申請についてのQ&AのQ9及びQ10に対する回答内容です。)

Q9 早期申請期間中に、変更利用申請書を提出しませんでした。待機となったため、後から変更利用申請書のみを提出して夏期臨時地域児童育成会を利用することは可能でしょうか。

A9

変更前	変更後
早期申請期間中に変更利用申請書を提出いただいた方が、夏期臨時地域児童育成会にご入所いただいたうえで定員に空きがある場合は、提出が可能です。 空き状況については、3月9日(月)以降にアフタースクール課へお問い合わせください。	提出可能です。 早期申請二次の期間(令和8年1月22日(木)~1月30日(金))にアフタースクール課へ提出してください。

Q10 早期申請一次で変更利用申請書を提出していませんが、早期申請二次で変更利用申請書を併せて提出できますか。

A10

変更前	変更後
できません。Q9に記載の対応となります。	可能です。Q9に記載の対応となります。

2. 注意事項

ご案内(夏期臨時地域児童育成会について)及び申請書にも記載しておりますが、夏期臨時地域児童育成会に入所が決定した場合は、通年申請の待機は辞退となりますので、予めご了承ください。

その他、詳細についてはご案内をご確認いただくか、アフタースクール課(0797-77-2030)へお問い合わせください。